

■■■ 電子帳簿保存法について ■■■

「2024年1月1日から請求書類は印刷して保管することができなくなります」

■改正電子帳簿保存法のもとに講じられた「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」への円滑な移行のための宥恕措置後、電子取引情報の保存ルールが変わります。

今までは紙で印刷したものを原本として保管できましたが、2024年1月1日以降は電子帳簿保存法の要件に則って電子保存する必要があります。

■電子帳簿保存法とは

各税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること、および電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

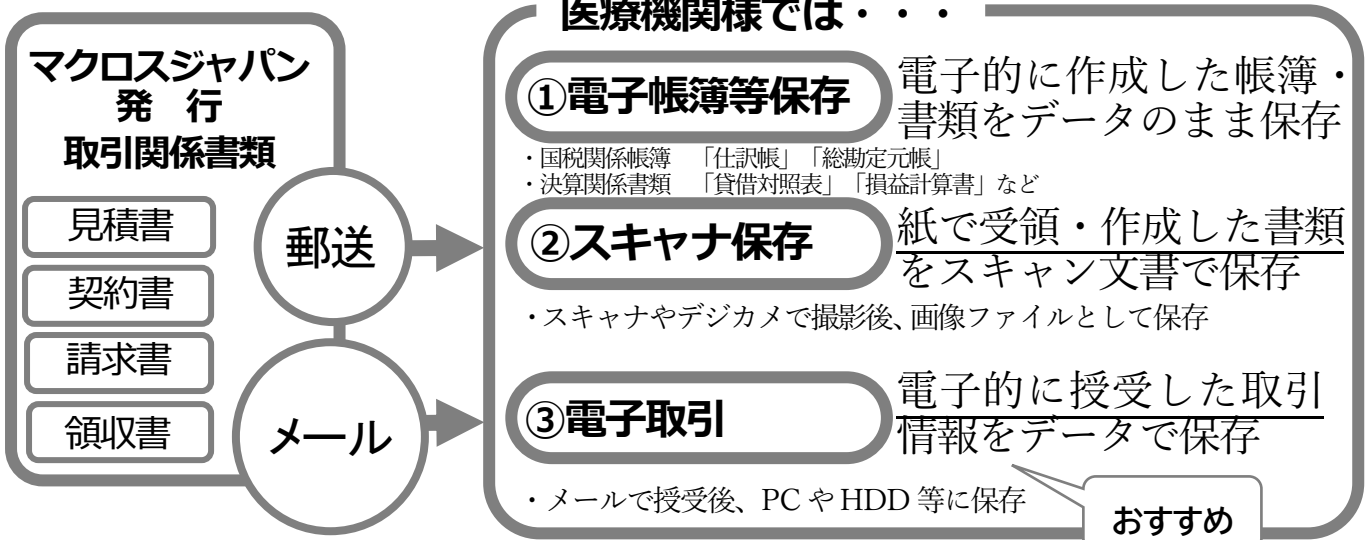
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。

電子帳簿保存法の対象となる書類例

- ・国税関係帳簿
- ・取引関係書類
- 仕訳帳
- 注文書
- 総勘定元帳
- 見積書
- 売掛帳
- 契約書
- 買掛帳
- 領収書
- 現金出納帳
- 固定資産台帳
- ・決済関係書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 棚卸表



マクロスジャパン
との取引書類



令和5年7月国税庁発 電子取引データの保存方法

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023006-085_01.pdf

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

現在、取引関係書類を郵送で授受されている医療機関様は「②スキャナ保存」が該当となりますが、少々お手間がかかります。

弊社では、お客様へ取引関係書類発行の際、登録番号を記載した電子書類をメールでの送受信が可能です。

→「③電子取引」

ご希望の医療機関様は申込書類「適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について」を送付いたしますのでご用命くださいませ。

既にご提出の医療機関様はその限りではありません。

経理部 加納 03-3666-6767

■■■ 年末年始休業期間のご案内 ■■■

期間：2023年12月29日（金）～2024年1月3日（水）

期間中は停電対応等致しかねますので、定期停電の時期をご確認ください。

2023年12月28日（木）	通常営業 9時～19時	2024年1月1日（月）	年末年始休み
29日（金）	年末年始休み	2日（火）	年末年始休み
30日（土）	年末年始休み	3日（水）	年末年始休み
31日（日）	年末年始休み	4日（木）	通常営業 9時～19時

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL：03-3666-6767（代）03-3666-7171（サポート専用）

FAX：03-3666-6711E-mail：support@macros.co.jp

Website：<https://macros.co.jp>